

十和田市ふるさと応援納税電子クーポン



1. 十和田市ふるさと応援納税クーポン加盟店規約の遵守
2. 十和田市ふるさと応援納税クーポン利用者規約の確認

令和 年 月 日

事業所名		代表者氏名	
住 所 (本社住所)	〒 -		
HP掲載名 (加盟店名)			
電話番号等	電話： メール：	担当者氏名	
加盟店 所在地	〒 -		
業種 (該当するものを 一つお選び ください。)	☐	宿泊施設（部屋数： 部屋）	☐ 小売店
	☐	飲食店 （テーブル数： 卓）	☐ レジャー施設
	☐	その他（業種名をご記入ください： ）	

クーポン使用不可の施設・商品

記入例) 施設内の売店のみ不可

適格請求書発行事業者登録について

該当するものを 一つお選び ください。	☐	適格請求書発行事業者登録を行っている事業者である。下記に登録番号（T + 13桁）を記入してください T
	☐	適格請求書発行事業者登録を行っている事業者ではない。

換金指定口座

ご記入いただく
金融機関名等は
換金の際の振込
先となりますので、
正確にご記入くだ
さい。

金融機関名	銀行・金庫・組合		支店							
	金融機関コード		支店コード							
預金種目	普通預金 ・ 当座預金		口座番号							
(フリガナ)										
口座名義										

- 申請いただいた情報は、十和田市ふるさと応援納税クーポン事業の実施にのみ使用させていただきます。
- 申請いただいた情報は、加盟店としてチラシ・ホームページ等で公表させていただきます。
- 加盟店登録は、「十和田市ふるさと応援納税クーポン加盟店規約」「十和田市ふるさと応援納税クーポン利用者規約」をご確認のうえ、申請願います。

お申込先 FAX 03-5293-6500

運営団体 株式会社 DMCaizu

十和田市ふるさと応援納税電子クーポン加盟店規約

第1条（総則）

本規約は、十和田市ふるさと応援納税電子クーポンによる代金決済を利用できる加盟店（以下「加盟店」という）が、その店舗、施設等において第2条に定める電子券取引を行う場合の、十和田市ふるさと応援納税電子クーポン事務局（以下「運営事務局」という）と加盟店との間の契約関係について定めるものです。加盟希望事業者は、本規約をよく読み、内容を十分に理解した上で申し込むこととし、加盟店登録を申し込んだ時点で本規約に同意したものとみなします。

第2条（定義）

本規約における用語の定義は次の通りとします。

（1）加盟店とは、十和田市内にある店舗または事業所で、運営事務局が承認した法人および団体を言います。

（2）本電子クーポンとは、運営事務局が発行する十和田市ふるさと応援納税電子クーポンを言います。

（3）利用者とは、運営事務局が規定した「十和田市ふるさと応援納税電子クーポン利用者規約」を承諾の上、本電子クーポンを加盟店で利用する者を言います。

（4）電子券取引とは、利用者が加盟店より商品やサービスの提供を受けた場合に、その売上相当額を本電子クーポンで取引することを言います。

（5）電子クーポン取引精算とは、加盟店と運営事務局が本規約に基づき、本電子クーポン取引に対する精算を行います。

（6）二次元バーコードとは、電子券取引に関し、運営事務局が発行する番号、記号その他の符号であって、本規約に従って運営事務局が発行し、加盟店店舗における掲示またはモバイル端末に表示して加盟店または利用者が相手に提示するものです。二次元バーコードには、加盟店または利用者特定するための情報やその他加盟店店舗または運営事務局が承諾した場所における本電子クーポン取引に必要となる情報を記録しています。

（7）消し込みとは、利用者が本電子クーポンを加盟店で利用した際に、二次元バーコードを読み取ることで、本電子クーポンを利用済み登録又は金額減算することを言います。

（8）対象外事業者とは、以下の者を言います。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に對幸心をそるおそれのある営業などを行なっている事業者

特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者

役員又は従業員が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの）に該当する事業者。又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している事業者。

（9）対象商品やサービスとは、以下の内容を言います。

地場産品基準（地場産品基準（総務省告示第179号第5条）に該当する商品またはサービス）に該当する商品またはサービス

第3条（加盟店の登録）

1 加盟希望事業者は、対象外事業者に当てはまらないこととし、本電子クーポンを利用できる店舗または施設（以下「取扱店舗」という）を運営事務局に所定の方法で申請、運営事務局の承認を経て加盟店として登録するものとします。取扱店舗の追加・削除や、加盟店の脱退についても同様とします。

2 加盟店は、加盟店ポスター、二次元バーコード等を消費者がよく見える場所に掲示するものとします。

3 加盟店は、運営事務局から本電子クーポンの取扱に関する調査協力依頼があった場合、速やかに協力するものとします。

4 加盟店は、運営事務局が本電子クーポンの利用促進のために、加盟店の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等に加盟店の名称および所在地等を掲載すること、あらかじめ異議なく認めるものとします。

5 加盟店は、二次元バーコード、加盟店舗証、ポスター等を本規約に定める目的以外の用途に使用してはならないものとし、これを第三者に使用させてはならないものとします。

6 加盟店は、本契約が終了した場合、速やかに加盟店の負担において、加盟店舗証を取り外すものとします。

第4条（届出事項の変更）

1 加盟店は、運営事務局に届け出ている店舗名、代表者、電話番号、メールアドレス、振込指定金融機関口座等、その他加盟店申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、直ちに所定の方法により運営事務局へ届け出て承認を得るものとします。

2 前項の届出がないために、運営事務局からの通知または送付書類、換金精算代金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに加盟店に到着したものとみなします。

第5条（地位の譲渡等）

1 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

2 加盟店は、加盟店の運営事務局に対する債権を第三者に譲渡、質入等できないものとします。

第6条（加盟店の義務）

1 加盟店は、有効な本電子クーポンを提示した利用者に対して、クーポンの取り扱いを拒否したり、現金客と異なる代金を請求したりする等、利用者に不利となる取扱いを行わないものとします

2 加盟店は、電子券取引を行う場合には、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認するものとします。

（1）本電子クーポン利用画面

（2）本電子クーポン利用金額

（3）当該本電子クーポン取引にかかる加盟店名

（4）支払完了画面の加盟店名、決済金額、決済日時

（5）本電子クーポン利用が対象商品やサービスである事

3 加盟店は、利用者のスマートフォン（以下「利用者端末」という）に表示された場合において、当該本電子クーポン取引にかかる商品等代金と本電子クーポンにより決済された金額が一致している時は、当該本電子クーポン取引にかかる売買契約等に基づいて直に対象商品の提供を行うものとします。

4 加盟店は、システムの障害時、通信障害時、またはシステムの保守管理に必要な時間およびその他やむを得ない場合には、本電子クーポン取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとします。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも運営事務局は責任を負わないものとします。

5 加盟店は、利用者から本電子クーポンの取り扱い等に関する苦情や相談を受けた場合、加盟店と利用者との間で紛議が生じた場合ならびに法令に違反する取引の指摘または指導を受けた場合には、加盟店の費用と責任をもって解決にあたるものとします

6 加盟店は、システムの障害時、通信障害時、またはシステムの保守管理に必要な時間およびその他やむを得ない場合には、電子券取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとします。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも運営事務局は責任を負わないものとします。

第7条（二次元バーコードの掲示等）

1 本電子クーポンの利用開始日より、加盟店は、本電子クーポンが利用可能であることを示すため、次の各号に定める措置を運営事務局が指定する方法に従って講じるものとします。当該措置の不備により二次元バーコードの読み取りに不具合が生じ、これにより加盟店に損害が生じたとしても、運営事務局はその責任を負わないものとします。

（1）二次元バーコードを本電子クーポンの利用者に提示すること

（2）前号の他運営事務局が別途通知した措置

2 加盟店は、前項に定める措置を実施するにあたり、運営事務局の事前の承諾のない限り、次の各号に定める行為を行ってはなりません。

（1）登録加盟店店舗以外の場所で二次元バーコードを提示するなど、加盟店店舗以外の場所において本電子クーポンの利用ができることを示すこと

（2）前号のほか、運営事務局が別途定める禁止行為

3 加盟店は、運営事務局から第1項に定める措置の方法が不適切であると通知を受けた場合は、速やかに是正し、運営事務局から当該措置を禁止する通知を受けた場合は、速やかにこれを中止しなければなりません。

第8条（取引の取消及び返金の禁止）

加盟店は、本電子クーポン取引の取り消しを申し出た利用者に対し、取り消し及び返金対応することはできないこととします。

第9条（釣り銭）

本電子クーポンの利用にあたっては、釣り銭は支払われないものとします。

第10条（電子クーポンの不正利用等）

1 加盟店は、利用者が決済ボタンを押した後の支払完了画面の加盟店名、決済金額、決済日時が表示されない、または表示内容に誤りがある場合には、利用者に対して電子券取引を行ってはならないものとします。

2 万が一、加盟店が前項に違反して商品提供等を行った場合、加盟店は当該代金全額について一切の責任を負うものとします。

3 加盟店は、提示された本電子クーポンの真贋に疑義がある場合、利用者に対し商品提供等を行わないものとします。また、その際は直ちに運営事務局にその事実を連絡するものとします。

4 偽造、変造、模造された本電子クーポンに起因する売上等が発生し、運営事務局が本電子クーポンの利用状況等の調査の協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力するものとします。また、加盟店は、運営事務局から指示があった場合もしくは加盟店が必要と判断した場合には、加盟店が所在する所轄警察署等へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

第11条（売上債権の譲渡）

電子券取引に基づき加盟店が運営事務局に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、運営事務局は当該債権を所定の手続きに従って処理するものとし、運営事務局は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第12条（精算）

運営事務局が加盟店に対し支払う本電子クーポン取引精算代金は、運営事務局が別途定める締切日ごとに、当該締切日までの間に到着した取引データに係る売上金額の総額を加盟店からの請求とみなし、加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより精算を行うものとします。

第13条（精算取消等）

加盟店が本規約に違反して電子券取引を行った疑いがあると認めた場合は、運営事務局は調査が完了するまで本電子クーポン取引精算代金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、本電子クーポン取引精算を取消しまたは解除することができるものとします。なお、加盟店は運営事務局の調査に協力するものとします。調査が完了し、運営事務局が当該代金の支払いを相当と認めた場合には、運営事務局は加盟店に当該代金を支払うものとします。なお、この場合には、運営事務局は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第14条（電子クーポンの利用停止）

加盟店が本規約に違反した場合、またはその疑いがあると運営事務局が認めた場合、運営事務局は本電子クーポン取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、運営事務局は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第15条（加盟の取り消し）

1 加盟店が以下の事項に該当する場合、運営事務局は加盟店に対して通告することなく直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。また、その場合に運営事務局に生じた損害は加盟店が賠償するものとします。

（1）加盟店または加盟店の従業員および加盟店の業務を行う者が本規約に違反したとき

（2）加盟店申込書等加盟の際に提出した書面に虚偽の申請があったとき

（3）加盟店が差押、仮差押、仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき

（4）加盟店の営業または業態が公序良俗に違反すると運営事務局が判断したとき

（5）加盟店が十和田市の信用を失墜させる行為を行ったと運営事務局が判断したとき

（6）加盟店として不適当と運営事務局が判断したとき

2 加盟店は、前項の規定により加盟店登録の取消しを受けた場合には、直ちに加盟店の負担において、備品を返却するものとします。

第16条（規約の変更）

運営事務局は加盟店の了解を得ることなく、本規約を変更することがあるものとします。この場合に本サービスの利用条件は変更後の規約によるものとします。

第17条（合意管轄裁判所）

加盟店は、本電子クーポンに関して運営事務局との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

附則

（施行期日）

1 この規約は、令和6年8月6日から施行する。